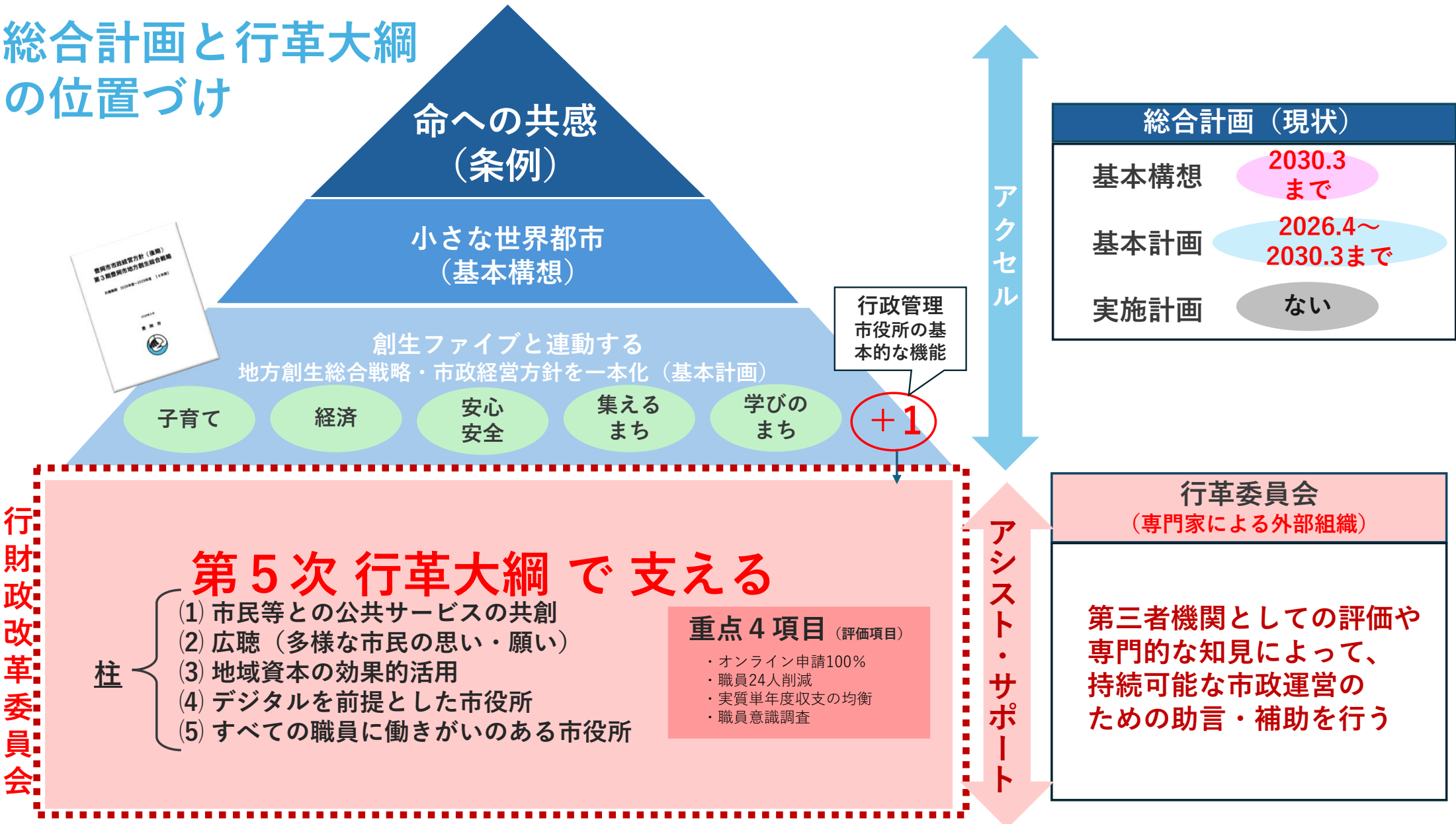


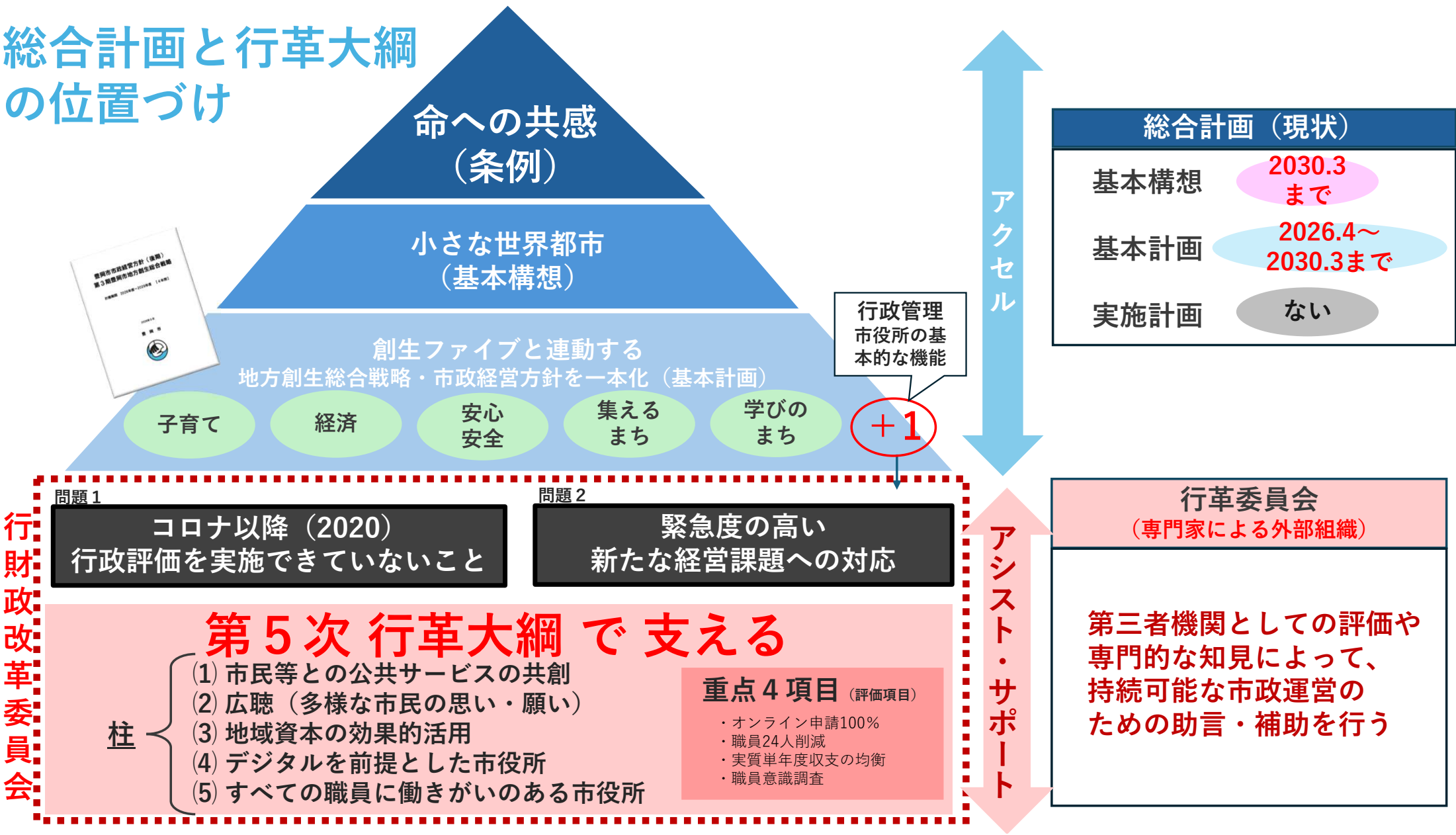
行政評価と喫緊の経営課題への対応にむけて

総合計画と行革大綱 の位置づけ



行財政改革委員会

総合計画と行革大綱 の位置づけ



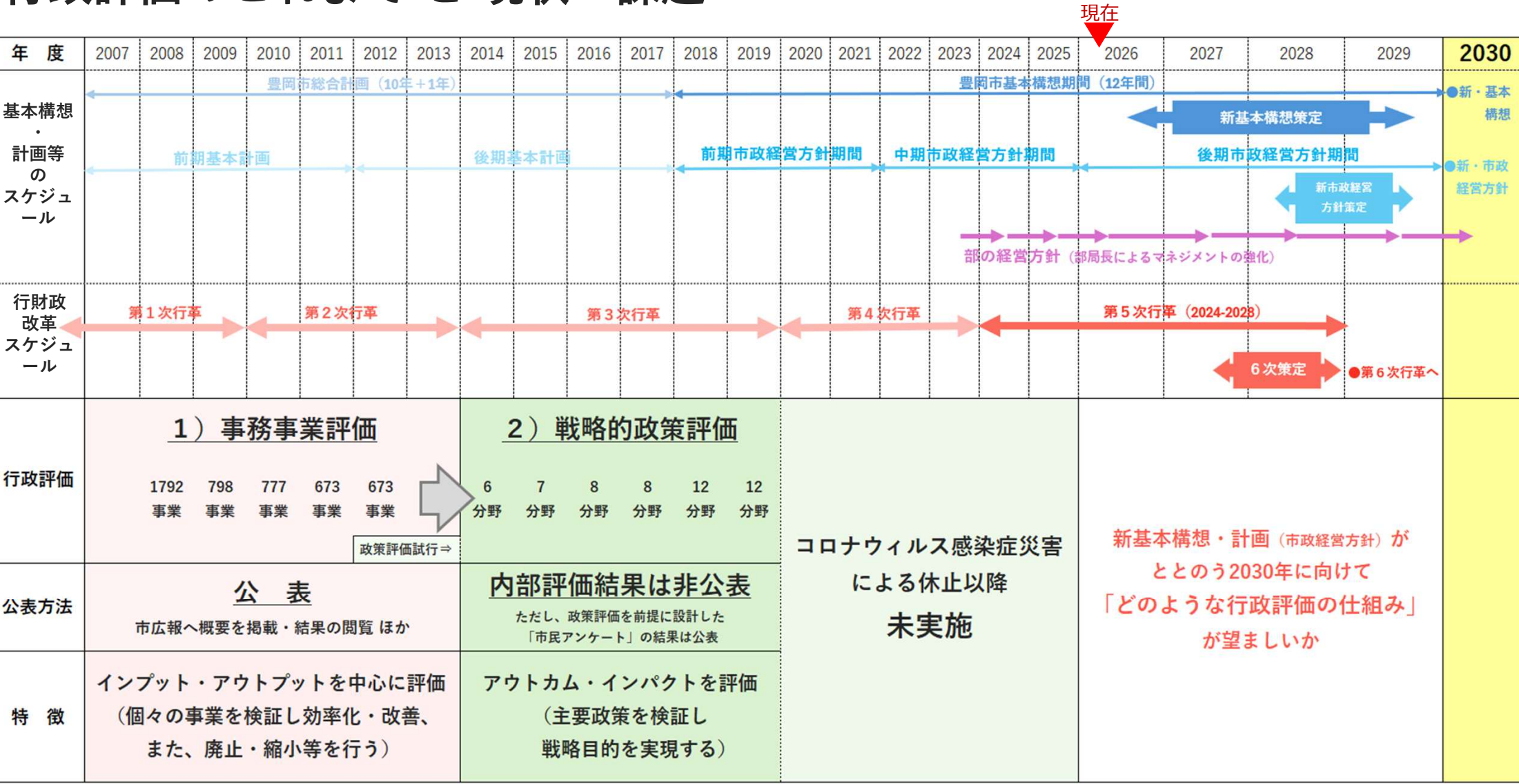
行政
財政
改革
委員会

諮問 2026.3.17 門間市長

市の行政評価及び喫緊の経営課題にかかる
対応等について、貴委員会の意見を求める。



行政評価のこれまでと現状・課題



市役所の経営課題（庁内推進本部会議 ご意見 および 総務部 追加意見）

1 組 織

- ・働きがいがあって働きやすい職場
- ・管理職による自律的マネジメント

2 人 事

- ・ 豊岡市が目指すべき職員定数
- ・ 確保（採用）
- ・ 指導・育成
- ・ やりがい・意識づけ

3 デジタル

- 例）DXの効果・評価
行政情報化推進事業内容の妥当性

4 財 政

- ・ 事業評価の仕組みがない状態での査定
- ・ 枠配分予算のあり方
- ・ 自主財源の確保

5 負担金・出資金・繰出金

- 例）企業会計（上下水道）
公立病院
第三セクター

6 防 災

- ・ 「災害時・常時」の「地域・市民と市役所」
の共創（自助 互助 共助 公助）

7 福祉サービス

- 例）豊岡市福祉金
外出支援サービス助成事業 など

○豊岡市行財政改革委員会条例

平成17年8月1日
条例第232号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した持続可能な行政を推進するため、豊岡市行財政改革委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 行財政改革に関する大綱及びその実施計画の策定に関すること。
- (2) 行財政改革に関する大綱及びその実施計画の進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の行政の制度及び運営に関する改革の課題及び改善の方策に関すること。

2 委員会は、前項に規定する事項に関し、市長の諮問に答申し、又は必要に応じて市長に意見を述べる。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 市民
 - (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

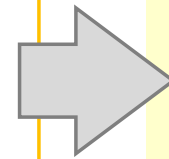
(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(小委員会)

第7条 委員会は、必要に応じ、小委員会を置くことができる。



**1 小委員会（ワーキンググループ）
を設置し諮問内容に対応する**

**2 小委員会の設置にあたり委員を補強
現委員会 6名
(最大5名へ委嘱可)**

ワーキンググループ：メンバー分け

■ 行政評価WG

※ 追加メンバー（2名程度）を予定

■ 経営WG

※ 追加メンバー（2名程度）を予定
